

草津あんしんいきいきプラン 第 9 期計画について

草津あんしんいきいきプラン第9期計画について



第1章 計画策定にあたって

第2章 高齢者を取り巻く現状と将来の姿

第3章 第8期計画における事業の実績と評価

第4章 計画の基本的な考え方

第5章 施策の展開

第6章 介護保険の事業費の見込み

第7章 計画の推進

計画策定の背景と趣旨

我が国では、世界的に例を見ないスピードで高齢化が進んでおり、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる2025年には、4人に1人が75歳以上となる社会を迎え、持続可能な社会保障制度の構築に向けたさまざまな課題や、人口減少と超高齢化による経済の停滞など、将来の生活への不安が増しています。

本市においては、現在、全国や滋賀県と比べると高齢化率は低くなっているものの、平成25(2013)年には19.2%だった高齢化率は令和5(2023)年には22.4%と上昇基調にあります。また、高齢者人口も増加を続けており、特に75歳以上の後期高齢者の増加、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ世帯の増加により、支援を要する高齢者等が増加することが見込まれます。

さらなる高齢化の進展を見据え、すべての高齢者が安心していきいきと暮らせる社会を目指し、地域と行政が協働し、事業を円滑に実施していくための計画として「草津あんしんいきいきプラン第9期計画」を策定しました。

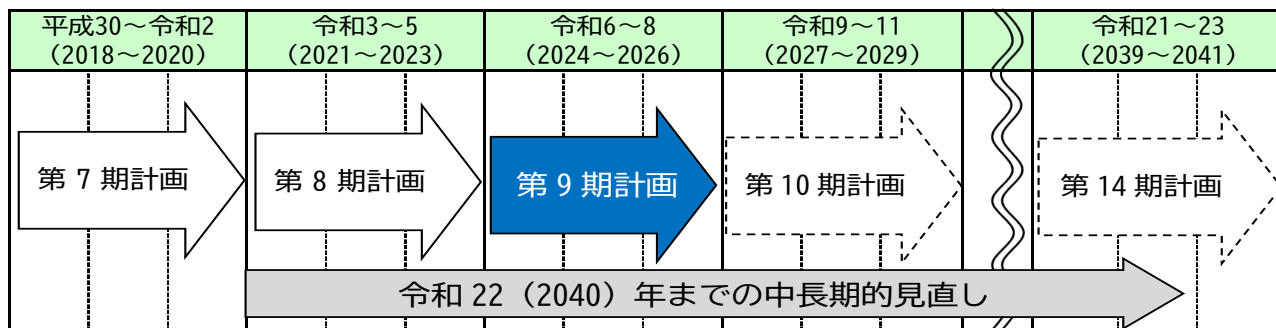
法令等の根拠

老人福祉法第20条の8に規定する高齢者の福祉に関する「老人福祉計画」と、介護保険法第117条に規定する介護サービスの給付に関する「介護保険事業計画」を一体的に作成するものです。

計画の期間

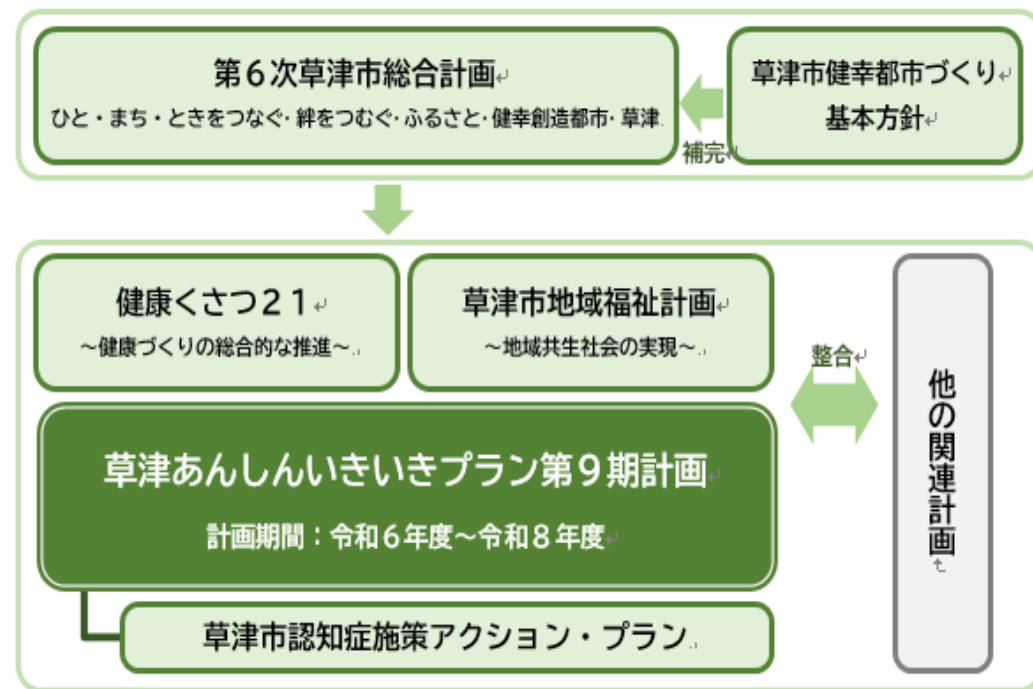
計画期間は、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間です。

第9期計画は、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年を計画期間中に迎えることとなり、また全国的に高齢者人口がピークを迎える令和22(2040)年を中長期的に見据えた計画とします。

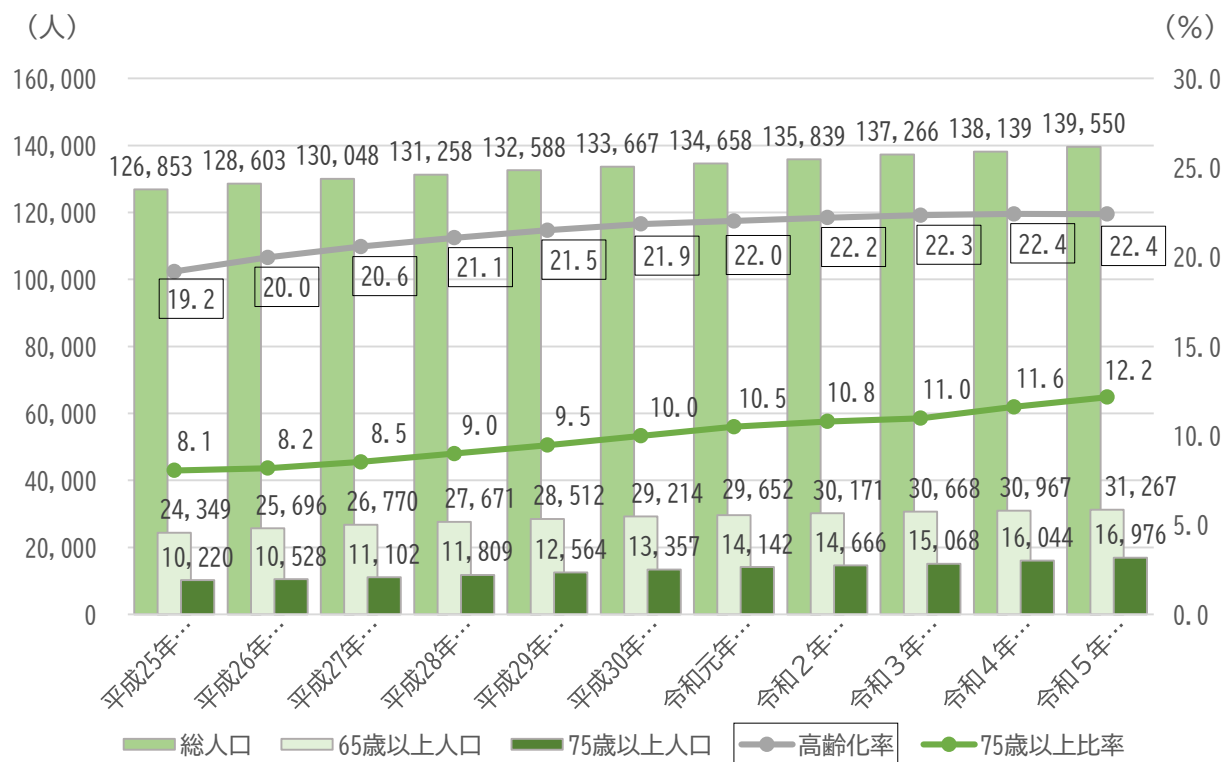


位置づけ

本計画は、「第6次草津市総合計画」を上位計画とし、高齢者福祉施策や介護保険制度を円滑に推進することを目的に、「健康くさつ21」「草津市地域福祉計画」および他の関連する計画との整合を図りつつ、これからの取り組むべき課題を明らかにするとともに、それらの課題解決に向けた取組を推進するものです。

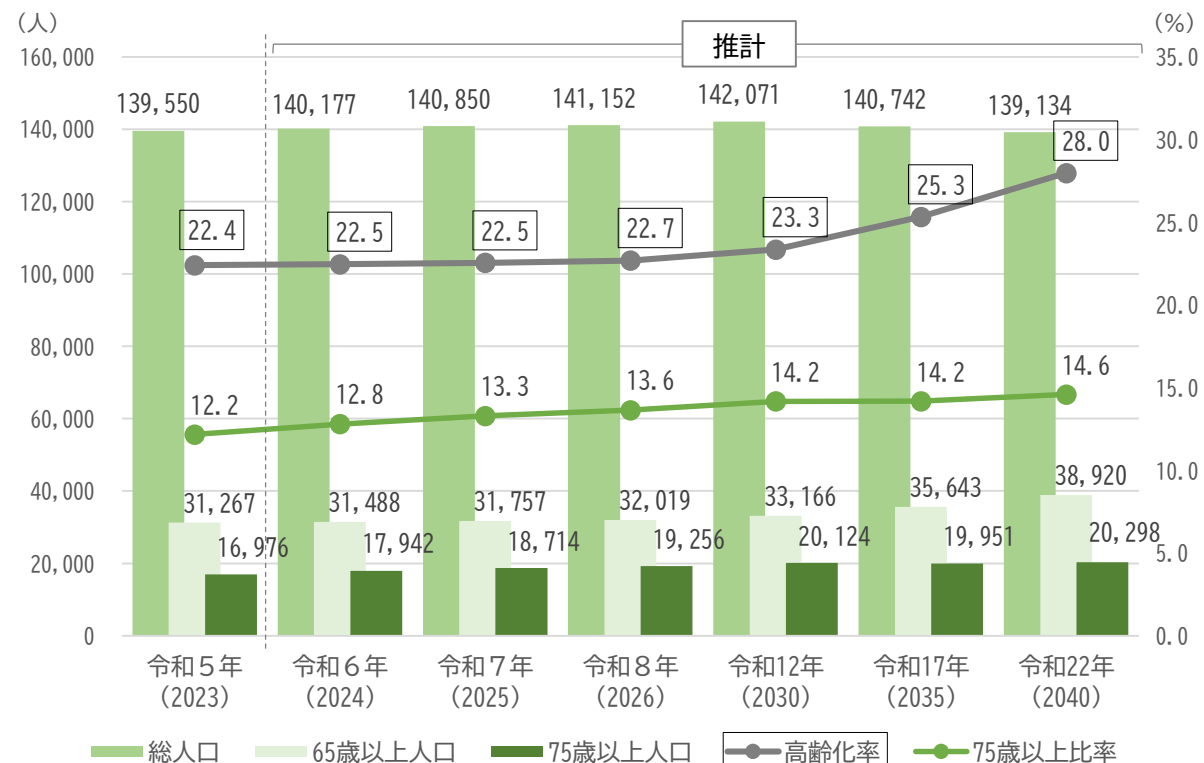


高齢者人口および高齢化率の推移



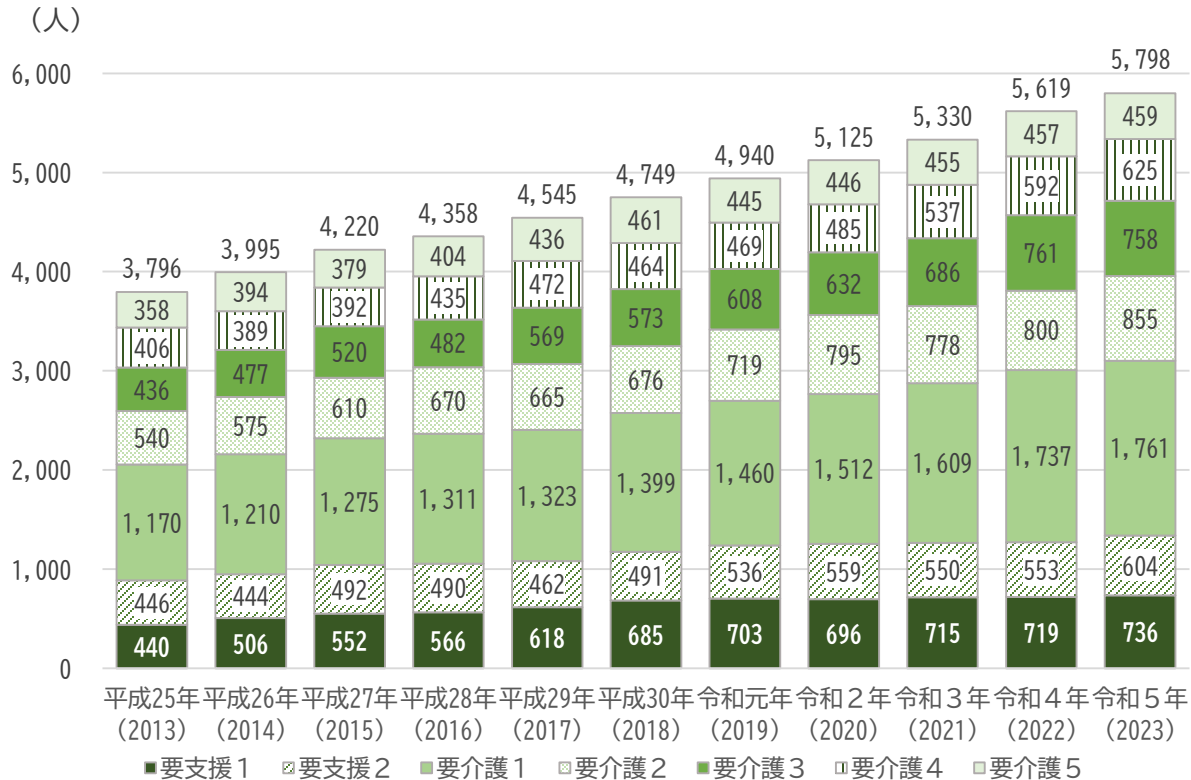
資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

高齢者の将来人口推計



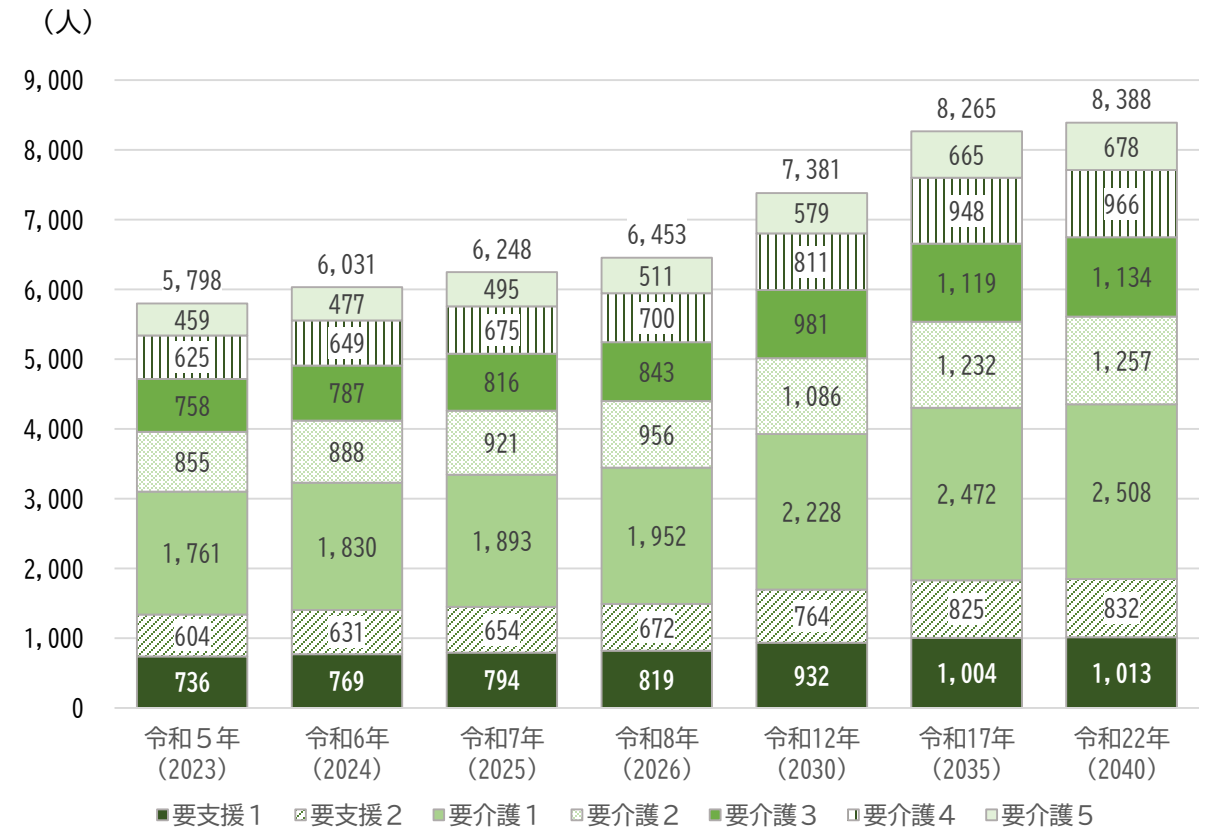
資料：草津市推計（10月1日推計）

【要支援・要介護度別認定者数】



資料：草津市資料（各年10月1日現在）
※住所地特例の人数を含む。(市外を含む)

【要支援・要介護認定者数の推計】



資料：草津市推計（10月1日推計）

計画の基本理念

すべての市民が人として尊重され、
一人ひとりがいきいきと輝き、
安心して暮らすことのできるまちづくり

4つの基本目標

(1) 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり
～地域包括ケアシステムの深化・推進～

(2) いきいきと活躍できるまちづくり
～介護予防・いきがいつくりの充実・推進～

(3) 介護・福祉サービスの充実したまちづくり
～サービスの質の向上と介護人材の育成～

(4) 認知症があっても安心できるまちづくり
～認知症施策の推進～

※(4)「認知症があっても安心できるまちづくり」については
草津市認知症施策アクション・プラン第4期計画に基づき、取組を進めます。

計画の体系図

【第8期計画】

★：重点施策

基本理念	基本目標	基本施策
すべての市民が人として尊重され、 一人ひとりがいきいきと輝き、安心して暮らすことのできるまちづくり	1. 地域包括ケアシステムの深化・推進	(1) 地域ケアネットワークの構築 ★ (2) 助け合い・支え合い活動の充実 (3) 在宅医療・介護連携の推進 (4) 地域包括支援センターの機能強化
	2. 介護予防・健康づくり・生きがいづくりの充実・推進	(1) 介護予防活動の充実と推進 ★ (2) 健康づくりの推進 (3) 社会参加・学習活動の促進 (4) 生きがいづくり・活躍の場づくり ★
	3. 高齢者の住まい・生活環境の充実	(1) 高齢者の暮らしと生活ニーズの充足 (2) 高齢者が住みよいまちづくり
	4. サービスの質の向上と介護人材の育成	(1) 各種サービスの充実と円滑な利用の推進 (2) 介護給付適正化事業の推進 (3) 介護人材の育成・確保 ★ (4) 家族介護への支援
	5. 認知症施策の推進	(1) 認知症の正しい知識と理解を深めるための普及・啓発の推進 (2) 認知症の人を含む誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進 (3) 認知症の予防等の取組 (4) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の支援体制づくりの推進 (5) 認知症の人およびその家族への支援
	認知症施策 アクション・プラン	



【第9期計画】

★：目標値設定

□：重点施策

基本理念	基本目標	基本施策
すべての市民が人として尊重され、 一人ひとりがいきいきと輝き、安心して暮らすことのできるまちづくり	1. 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり ～地域包括ケアシステムの深化・推進～	(1) 助け合い・支え合う地域づくりの充実 (2) 在宅医療・介護連携の推進 (3) 地域包括支援センターの機能強化 (4) 高齢者の住みよい暮らしの推進
	2. いきいきと活躍できるまちづくり ～介護予防・生きがいづくりの充実・推進～	(1) 介護予防活動の推進 (2) 健康づくりの推進 (3) 社会参加における交流の促進 (4) 活躍できる場づくりの充実
	3. 介護・福祉サービスの充実したまちづくり ～サービスの質の向上と介護人材の育成～	(1) 高齢者を支える各種サービスの推進 (2) 介護保険制度の安定的な運営 (3) 介護人材の育成・確保 (4) 家族介護への支援の充実
	4. 認知症があっても安心できるまちづくり ～認知症施策の推進～	(1) 認知症の正しい知識と理解を深めるための普及・啓発の推進 (2) 認知症の人を含む誰もが安心して暮らせる地域づくりの推進 (3) 認知症の予防等の取組 (4) 医療・介護等の支援体制づくりの推進 (5) 認知症の人およびその家族への支援
	認知症施策 アクション・プラン	

基本目標 1

住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

目標 1 高齢期*を『あんしん』して生活できると思う
市民の割合を増やします！

「あんしんできる高齢期の生活への支援」についての満足度
※市民意識調査において「満足」「やや満足」と答える市民（60歳以上）の割合

現状値（2022年度）

28.1%

→

目標値（2026年度）

32.6%

基本目標 2

いきいきと活躍できるまちづくり

目標 2 高齢期を『いきいき』と暮らすことができると思う
市民の割合を増やします！

「いきいきとした高齢社会の実現」についての満足度
※市民意識調査において「満足」「やや満足」と答える市民（60歳以上）の割合

現状値（2022年度）

28.8%

→

目標値（2026年度）

34.0%

基本目標 3

介護・福祉サービスの充実したまちづくり

目標 3 サービスの充実に必要な人材を確保できている
事業所の割合を増やします！

「介護人材の確保」についての充足度
※アンケート調査において「人材（質または数）を確保できている」と答える
介護サービス事業者の割合

現状値（2022年度）

65.6%

→

目標値（2026年度）

71.0%

基本目標 4

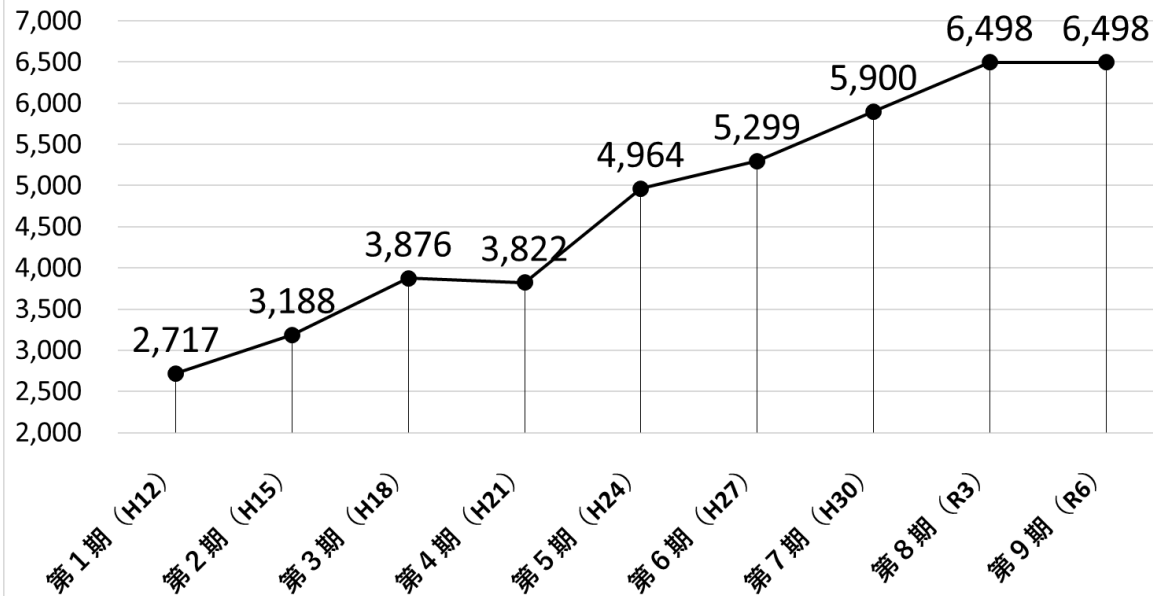
認知症があっても安心できるまちづくり

目標値については、草津市認知症施策アクション・プラン
第4期計画に示しています。

保険料について

令和6年度から令和8年度における本市の第1号被保険者保険料は、基準額で年額78,000円（月額6,498円）となります。

第1号保険料基準額（月額）



【所得段階別保険料】

段階	対象者	基準額に対する割合	年額保険料（円）
第1段階	生活保護を受給している人 世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金を受給している人 世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額 80 万円以下の人	0.285	22,200
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額 80 万円を超え 120 万円以下の人	0.485	37,800
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額 120 万円を超える人	0.685	53,400
第4段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の世帯員があり、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額 80 万円以下の人	0.9	70,200
第5段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税の世帯員があり、本人の公的年金等収入額と合計所得金額との合計が年額 80 万円を超える人	1.0	78,000 (基準額)
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額 120 万円未満の人	1.2	93,600
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額 120 万円以上 210 万円未満の人	1.3	101,400
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が年額 210 万円以上 320 万円未満の人	1.5	117,000
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の人	1.7	132,600
第10段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の人	1.9	148,200
第11段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の人	2.1	163,800
第12段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の人	2.3	179,400
第13段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が 720 万円以上の人	2.4	187,200

※低所得者の保険料負担軽減の仕組みとして第1段階から第3段階の基準額に対する割合は公費負担が行われることにより、次のとおり軽減されています。

第1段階 0.455→0.285 第2段階 0.685→0.485 第3段階 0.69→0.685